

## 2 川越市国民健康保険の沿革

S 1 3 . 7 . 1	・旧国民健康保険法施行
S 2 0 . 2 . 2 5	・川越市国民健康保険組合創立
S 2 2 . 3 . 3 1	・事業中止
S 2 3 . 6 . 3 0	・川越市国民健康保険組合病院開設
S 2 4 . 4 . 1	・川越市国民健康保険条例公布
S 2 4 . 6 . 3 0	・川越市国民健康保険組合解散
S 2 4 . 1 0 . 1	・川越市国民健康保険事業開始 ・川越市国民健康保険直営川越診療所開設
S 2 5 . 7 . 1	・川越市国民健康保険診療報酬請求書審査会設置
S 2 6 . 4 . 1	・助産費 5 0 0 円に改正、葬祭費 5 0 0 円の給付を開始
S 3 0 . 4 . 1	・近隣 9 村合併 ・助産費 7 0 0 円、葬祭費 7 0 0 円に改正 ・川越市国民健康保険直営芳野診療所開設 ・保険料を保険税に改正
S 3 4 . 4 . 1	・新国民健康保険法施行 ・川越市国民健康保険条例制定 (S34. 1. 1 から適用) ・助産費 1, 0 0 0 円、葬祭費 1, 0 0 0 円に改正
S 3 4 . 1 0 . 7	・川越市国民健康保険税条例制定 (S34 年度分から適用) 所得割 1. 3 5 %、資産割 6. 5 %、均等割 2 1 0 円、 平等割 5 0 0 円、限度額 3 万円
S 3 5 . 3 . 2 6	・税率等改正 (S35 年度分から適用) 所得割 1. 5 4 %、資産割 6. 5 %、均等割 3 0 0 円、 平等割 6 4 0 円、限度額 3 万円 ・保険税減免制度新設
S 3 5 . 4 . 1	・葬祭費 2, 0 0 0 円に改正
S 3 5 . 1 0 . 1	・納税義務の発生、消滅時効の改正
S 3 6 . 3 . 2 9	・税率等改正 (S36 年度分から適用) 所得割 1. 6 4 %、資産割 8. 0 %、均等割 3 6 0 円、 平等割 7 5 0 円、限度額 3 万円
S 3 7 . 4 . 1	・助産費 2, 0 0 0 円に改正
S 3 8 . 1 . 1 0	・保険給付の支払に不足が生じた場合に備えて準備積立金の制度を新設
S 3 8 . 4 . 1	・世帯主に対する給付割合を 5 割から 7 割に改正
S 3 8 . 1 0 . 1	・「徴税令書」を「納税通知書」に改正
S 4 0 . 4 . 1	・賦課限度額 5 万円に改正
S 4 0 . 1 2 . 2 1	・税率等改正 (S40 年度分から適用) 所得割 1. 8 %、資産割 1 2. 0 %、均等割 5 1 0 円、平等割 9 2 0 円
S 4 1 . 6 . 2 7	・被用者保険からの切替の際の保険税の月割課税を規定
S 4 2 . 1 0 . 1	・税率等改正及び納期の特例制定 (S42 年度分から適用) 所得割 2. 3 %、資産割 1 6. 0 %、均等割 5 5 0 円、平等割 9 5 0 円
S 4 3 . 1 0 . 1	・世帯員についても 5 割から 7 割給付へ改正 (S43. 1. 1 から適用)
S 4 4 . 9 . 1	・課税事務の電算処理を開始
S 4 5 . 1 0 . 5	・助産費 1 0, 0 0 0 円に改正 (S45. 9. 1 から適用)

S 4 6 . 1 0 . 2 2	・賦課限度額を8万円に改正
S 4 7 . 4 . 1	・電算による税の異動処理を開始
S 4 8 . 1 1 . 8	・新統合診療所（国民健康保険川越市立診療所）開所
S 4 9 . 7 . 1 0	・賦課限度額12万円に改正
S 4 9 . 1 0 . 1 5	・助産費20,000円、葬祭費10,000円に改正（S49.4.1から適用） ・税率等改正（S49年度分から適用） 所得割2.9%、資産割25.0%、均等割1,250円、 平等割2,500円 ・高額療養費実施（S49.10.1から実施）
S 5 0 . 4 . 1	・診療報酬審査支払事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託（県内13市）
S 5 0 . 1 0 . 1 5	・税率等改正（S50年度分から適用） 所得割3.6%、資産割31.0%、均等割1,900円、 平等割3,100円
S 5 1 . 7 . 1 2	・賦課限度額15万円に改正 ・月割課税を全被保険者に適用
S 5 1 . 8 . 1	・高額療養費の自己負担限度額改定（別表）
S 5 1 . 1 0 . 1	・助産費4万円、葬祭費1万5,000円に改正（S51.4.1から適用）
S 5 2 . 4 . 1	・資格喪失処理、台帳作成、保険税の一部自動賦課処理の電算処理開始 ・助産費6万円、葬祭費2万円に改正（S52.4.1から適用）
S 5 2 . 7 . 1	・国保税条例改正（S52.4.1から適用） 擬制世帯主課税制度廃止、賦課限度額17万円に改正
S 5 3 . 4 . 1	・給付事務の電算処理開始
S 5 3 . 7 . 1	・賦課限度額19万円に改正
S 5 3 . 1 0 . 1	・税率等の改正（S53年度分から適用） 所得割3.8%、資産割28.0%、均等割3,500円、 平等割3,900円
S 5 4 . 1 1 . 1	・賦課限度額22万円に改正 ・資産割、平等割を廃止
S 5 5 . 4 . 1	・助産費8万円、葬祭費4万円に改正
S 5 5 . 9 . 3 0	・税率等改正（S55年度分から適用） 所得割5.4%、均等割5,400円、賦課限度額24万円
S 5 6 . 7 . 2 2	・賦課限度額26万円、国保税納期を4回から6回に改正（S56年度分から適用）
S 5 7 . 4 . 1	・助産費10万円、葬祭費5万円に改正
S 5 7 . 4 . 1 0	・賦課限度額27万円に改正
S 5 7 . 9 . 1	・高額療養費の自己負担限度額改定（別表）
S 5 8 . 1 . 1	・高額療養費の自己負担限度額改定（別表）
S 5 8 . 2 . 1	・老人保健法施行
S 5 8 . 4 . 6	・賦課限度額28万円に改正
S 5 9 . 4 . 1	・高額医療費共同事業開始
S 5 9 . 4 . 1 2	・賦課限度額30万円に改正
S 5 9 . 1 0 . 1	・人間ドック助成開始 ・高額療養費の自己負担限度額改定（別表） ・療養給付費国庫負担金負担割合の改正、費用額の40%を医療給付費の40%に ・退職者医療制度実施 ・調整交付金交付割合の改正、費用額の5%から医療給付費の10%に

S 6 0.	3.	2 8	・税率等改正(S60年度分から適用) 所得割6.2%、均等割6,600円、賦課限度額35万円
S 6 1.	3.	2 9	・税率等改正(S61年度分から適用) 所得割7%、均等割7,800円
S 6 1.	4.	1	・助産費13万円に改正 ・高額療養費の自己負担限度額改定(別表)
S 6 2.	3.	2 8	・税率等改正(S62年度分から適用) 所得割7.8%、均等割8,400円、賦課限度額37万円
S 6 3.	3.	3 0	・賦課限度額39万円に改正
S 6 3.	6.	1	・保険基盤安定制度創設
H 1.	4.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定(別表)
H 3.	3.	2 2	・税率等改正(H3年度分から適用) 均等割9,600円、賦課限度額42万円 国保税軽減措置を課税年度の6割・4割方式に改正
H 3.	5.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定(別表)
H 4.	4.	1	・助産費24万円に改正
H 5.	5.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定(別表)
H 6.	1 0.	1	・助産費24万円を廃止、出産育児一時金創設、支給額30万円 ・老人保健拠出金創設
H 8.	6.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定(別表)
H 8.	1 0.	1	・入院時食事療養費標準負担額改定 一般 600円/日→760円/日、低所得者 450円/日→650円/日 低所得者長期入院 300円/日→500円/日
H 9.	9.	1	・薬剤一部負担金創設
H 1 2.	3.	2 1	・賦課限度額48万円に改正
H 1 2.	4.	1	・介護保険法施行 介護保険分税率等 所得割1.0%、均等割7,600円、賦課限度額7万円
H 1 3.	1.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定(別表) ・入院時食事療養費標準負担額改定 一般 760円/日→780円/日 ※低所得者分は据置
H 1 3.	4.	1	・海外療養費制度創設 ・国保税納期を6回から8回に改正 ・資格証明書運用開始 ・収納支援システム運用開始
H 1 3.	1 0.	1	・脳ドック助成開始
H 1 4.	3.	2 0	・税率等改正(H14年度分から適用) 医療分 所得割9.55%、均等割28,200円、賦課限度額53万円 介護分 所得割1.4%、均等割9,000円 ※H14年度経過措置(医療分) 均等割14,100円、賦課限度額51万円 ※H15年度経過措置(医療分) 均等割21,150円
H 1 4.	4.	1	・出産資金貸付事業開始
H 1 4.	1 0.	1	・制度改正 3歳未満被保険者の給付割合を7割から8割に改正 前期高齢者創設、70歳以上被保険者の給付割合を8割又は9割に改正 老人保健の該当年齢を75歳に改正 高額療養費の自己負担限度額改定(別表)

			入院時食事療養費標準負担額改定 前期高齢者（低所得Ⅰ） 300円/日
			※その他は据置
H15.	4.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定（別表） ・退職被保険者の職権適用開始
H15.	8.	1	・埼玉県国民健康保険団体連合会の共同電算処理に加入
H17.	10.	1	・被保険者証のカード化
H18.	4.	1	・入院時食事療養費標準負担額改定 1日あたり→1食あたり ・入院時生活療養費標準負担額創設
H18.	10.	1	・高額療養費の自己負担限度額改定（別表） ・出産育児一時金35万円に改正 ・70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者の負担割合を2割から3割へ改正
H19.	2.	1	・出産育児一時金の受取代理開始
H19.	4.	1	・70歳未満の者に係る高額療養費の現物給付開始
H20.	4.	1	・高齢者の医療の確保に関する法律施行 前期高齢者納付金、前期高齢者交付金制度創設 特定健康診査、特定保健指導の実施が保険者義務化 ・川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定 ・特定健康診査、特定保健指導開始 ・後期高齢者医療制度の創設（老人保健制度廃止） ・同制度創設に伴う税率等改正 医療分 所得割7.35%、均等割21,800円、賦課限度額41万円 支援金分 所得割2.2%、均等割6,400円、賦課限度額12万円 ・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合を1割から2割へ改正（平成20年度中は負担増凍結） ・入院時生活療養費の適用の見直し 療養病床に入院する70歳以上→65歳～69歳も同様の扱い ・乳幼児の患者負担の軽減措置を3歳未満から義務教育就学前の子供に拡大 ・国民健康保険税の特別徴収開始 ・高額医療・高額介護合算制度開始 ・退職被保険者の被扶養者の職権適用開始 ・退職者医療制度の原則廃止 経過措置として、適用年齢を65歳未満に改正 ・激変緩和措置として旧被扶養者減免制定（減免期間は資格取得日より2年間に限る）
H21.	1.	1	・産科医療補償制度加入医療機関での出産に対する出産育児一時金支給額について、3万円を加算する改正（35万円+3万円）
H21.	4.	1	・児童福祉法に基づき、児童福祉施設に入所している扶養義務者がいない児童等の国保被保険者に係る適用の除外 ・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合について、平成22年3月まで1割を適用 ・国民健康保険法の改正に伴い、川越市国民健康保険被保険者資格証明書世帯及び川越市国民健康保険短期被保険者証世帯に属する中学生以下の被保険者に対し、有効期間6箇月の被保険者証の交付開始
H21.	10.	1	・出産育児一時金について、出産時医療機関への直接支払制度開始 ・政府の緊急少子対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日ま

			での出産について、出産育児一時金支給額を4万円引き上げ、39万円に改正 (産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合は42万円)
H22.	3.	19	・川越市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱と同事務取扱細則を施行
H22.	4.	1	・国民健康保険税の賦課限度額を69万円(医療保険分47万円、後期高齢者支援金等分12万円、介護保険分10万円)に改正。経過措置として、平成22年度分に限り、医療保険分44万円、介護保険分8万円 ・低所得世帯に対する国民健康保険税の負担軽減を図るため、均等割軽減割合を6割4割から7割5割2割へ拡大 ・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合について、平成23年3月まで1割を適用 ・旧被扶養者減免の減免期間が「当分の間」に変更
H22.	7.	1	・国民健康保険法の改正に伴い、川越市国民健康保険被保険者資格証明書世帯及び川越市国民健康保険短期被保険者証世帯に属する高校生世代以下の被保険者に対し、有効期間6箇月の被保険者証の交付開始
H23.	3.	11	・東日本大震災の発生に伴い、被災者に係る国民健康保険の一部負担金等の免除措置を開始
H23.	4.	1	・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合について、平成24年3月まで1割を適用 ・出産育児一時金の受取代理制度を開始
H24.	4.	1	・国民健康保険税の賦課限度額を77万円(医療保険分51万円、後期高齢者支援金等分14万円、介護保険分12万円)に改正。経過措置として、平成24年度分に限り、医療保険分49万円、後期高齢者支援金等分13万円、介護保険分11万円 ・人間ドックに対する助成事業の廃止(人間ドックを特定健康診査の追加項目として実施) ・国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証について、適用範囲を外来診療までに拡大 ・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合について、平成25年3月まで1割を適用
H26.	4.	1	・現役並み所得者を除いた70歳以上の高齢者の負担割合について、平成26年3月31日以前に70歳に到達した者については1割を適用、平成26年4月1日以降70歳に到達した者については2割を適用 ・国民健康保険税の均等割軽減について、5割軽減及び2割軽減の適用範囲を拡大 ・特定健康診査受診率向上のため、特定健康診査実施医療機関以外で受診した人間ドックの情報提供に対する助成を開始
H27.	1.	1	・出産育児一時金の支給金額改正(平成27年1月1日以降の出産について、40万4千円(産科医療保障制度対象分娩の場合は42万円)へ改正) ・70歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正(別表)
H27.	4.	1	・国民健康保険税の賦課限度額を81万円(医療保険分51万円、後期高齢者支援金等分16万円、介護保険分14万円)に改正 ・国民健康保険税の均等割軽減について、5割軽減及び2割軽減の適用範囲を拡大 ・国民健康保険税の減免の申請期限について、納期限までに改正 ・特定健康診査受診率向上のため、職場で受けた健診の情報提供に対する助成を開始

H 2 8 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課限度額を 8 5 万円（医療保険分 5 2 万円、後期高齢者支援金等分 1 7 万円、介護保険分 1 6 万円）に改正</li> <li>・国民健康保険税の均等割軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減の適用範囲を拡大</li> </ul>
H 2 8 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額改定 住民税課税世帯 1 食 2 6 0 円→3 6 0 円（一部据置有）</li> </ul>
H 2 9 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課限度額を 8 9 万円（医療保険分 5 4 万円、後期高齢者支援金等分 1 9 万円、介護保険分 1 6 万円）に改正</li> <li>・国民健康保険税の均等割軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減の適用範囲を拡大</li> </ul>
H 2 9 .	8 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 0 歳以上の高額療養費自己負担限度額の改正</li> <li>・ 7 0 歳以上の限度額適用・標準負担額減額認定証の自動更新開始</li> </ul>
H 2 9 .	1 0 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 5 歳以上の療養病床入院時居住療養費標準負担額の改定 3 2 0 円/日→3 7 0 円/日</li> </ul>
H 3 0 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県化（都道府県と市町村が共同保険者となる）</li> <li>・国民健康保険税の均等割軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減の適用範囲を拡大</li> <li>・川越市国民健康保険赤字解消・削減計画策定</li> <li>・川越市国民健康保険第 2 期保健事業等実施計画（データヘルス計画）策定</li> <li>・住民税課税世帯 1 食 3 6 0 円→4 6 0 円（一部据置有）</li> </ul>
H 3 0 .	6 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査セット C について、胃部エックス線検査を個別胃がん検診へ移行し自己負担額を 1 3 , 7 0 0 円から 8 , 5 0 0 円に変更</li> </ul>
H 3 0 .	8 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 0 歳以上の高額療養費自己負担限度額の改正（別表）</li> </ul>
H 3 1 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市国民健康保険赤字解消・削減計画（H 3 0 . 4 月に策定）に伴う税率等改正 医療保険分 均等割額 2 3 , 3 0 0 円 後期高齢者支援金等分 均等割額 7 , 3 0 0 円 介護保険分 税率 2 . 0 0 % 均等割額 1 0 , 2 0 0 円</li> <li>・国民健康保険税の賦課限度額を 9 3 万円（医療保険分 5 8 万円 後期高齢者支援金等分 1 9 万円 介護保険分 1 6 万円）に改正</li> <li>・国民健康保険税の均等割軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減の適用範囲を拡大</li> <li>・厚生労働省通知により旧被扶養者減免の均等割額が半額になる期間が資格取得から 2 年間に変更（所得割額の減免期間については「当分の間」維持）</li> </ul>
R 元 .	8 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 0 歳以上の限度額適用認定証の自動更新開始</li> </ul>
R 2 .	1 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村事務処理標準システム稼働開始</li> </ul>
R 2 .	4 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の賦課限度額を 9 6 万円（医療保険分 6 1 万円 後期高齢者支援金等分 1 9 万円 介護保険分 1 6 万円）に改正</li> <li>・国民健康保険税の均等割軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減の適用範囲を拡大</li> </ul>
R 2 .	5 .	2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免基準」施行</li> </ul>
R 2 .	6 .	2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」施行</li> </ul>
R 2 .	8 .	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証と高齢受給者証の一体化</li> </ul>
R 2 .	1 0 .	2 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 0 歳以上の高額療養費の支給申請手続きの簡素化開始</li> </ul>